

議案第 45 号

里庄町情報公開条例の一部改正について

里庄町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

現行制度では公文書の開示を請求できるもの(以下、「請求権者」という)は町内に住所を有する者や町内への通勤者、町内の事業所のみ限定していることから、改正案では請求権者の対象を拡大し、より充実した情報公開制度とするために改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成27年9月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町情報公開条例の一部を改正する条例

里庄町情報公開条例（平成14年里庄町条例第24号）の一部を次のように改正する。
第5条に次の1号を加える。

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。